

ADRの現在と ドメイン名紛争の解決



2008.6.20(金)

早川吉尚

(立教大学教授)

報告の概要



- 1 . はじめに ~ ADRとは何か
- 2 . 日本におけるADR
- 3 . 最近の日本の状況
- 4 . ドメイン名紛争の解決手続
- 5 . おわりに ~ 今後の課題

1. はじめに ~ ADRとは何か

Alternative Dispute Resolution

裁判外紛争解決手続

裁判以外の紛争の解決手法の探求

1. はじめに ~ ADRとは何か

裁判以外の紛争の解決手法の探求

厳密には二つ異なるイメージが混在

「裁判所以外」か？

「裁判型の紛争解決手法以外」か？

1. はじめに ~ ADRとは何か

< 紛争解決手続の種類 >

< 裁 判 >

< 仲 裁 >

< 調 停 >

1. はじめに ~ ADRとは何か

< 裁 判 >

裁判官が法に事実をあてはめて
請求権の存否を確定し判決

< 仲 裁 >

仲裁人が法に事実をあてはめて
請求権の存否を確定し仲裁判断

* 判断権者を当事者が選べるか否か

1. はじめに ~ ADRとは何か

< 裁判・仲裁 >

判断権者が法に事実をあてはめて
請求権の存否を確定し拘束力ある判断

< 調 停 >

調停人が当事者間の和解の
ために尽力する

* 紛争解決の手法に根本的な差異

1. はじめに ~ ADRとは何か

< 紛争解決手続の種類 >

< 裁 判 >

-----ADR-----判断権者---

< 仲 裁 >

-----ADR-----判断手法---

< 調 停 >

1. はじめに ~ ADRとは何か

<本報告における「ADR」>

<裁 判>

-----ADR-----

<仲 裁> 拘束力ある判断提示

<調 停> 和解に達するため尽力

1. はじめに ~ ADRとは何か

< ADRの必要性 >

- ・ 裁判所は「法律上の争訟」のみ対象
- ・ 裁判官は特定分野の専門家ではない
- ・ 判断提示型でない解決手法の有効性

2. 日本におけるADR

< 日本はADR大国か? >

裁判を避ける傾向 ex. 「裁判沙汰」

だが、権威の下での判断に変わりない
ex. 裁判所付属の調停機関、
行政機関による審判制度

2. 日本におけるADR

< 米国におけるADR運動の背景 >

公民権運動の下での動きの一つ

「権威（establishment）」から紛争解決を取り戻す

「調停（mediation）」により、自分達の紛争を自分たちで解決する

2. 日本におけるADR

< 米国におけるADRの理念型 >

調停人は自分で紛争に判断を下さずに、
当事者間のコミュニケーションを促す
ための役割に徹する

ex. 双方当事者が同席するのが原則

2. 日本におけるADR

< 日本における旧来の調停 >

裁判官、及び、有識者（権威者）からなる調停委員が調停委員会を構成し、調停案を提示

ex. 当事者は個別に調停人と会う
両当事者は顔をあわせない

2. 日本におけるADR

< 日本はADR大国か? >

裁判所以外で権威を利用した紛争解決手続
をしていただけ

ex. 弁護士会の仲裁センター

現代的な意味でのADRは始まったばかり

2. 日本におけるADR

< 日本における現代的な意味でのADR >

- ・ 日本メディエーションセンター
- ・ ECネットワーク

- ・ 日本スポーツ仲裁機構
- ・ 日本アンチドーピング機構の規律パネル
- ・ JPNICにおけるJPDRP

2. 日本におけるADR

< 現代的ADRのバックアップ >

- ・ 仲裁ADR法学会
- ・ 社団法人・日本仲裁人協会

2. 日本におけるADR

< 現代的ADRのバックアップ? >

- ・ ADR法と国家による事業者認証
- ・ ADR機関の国家管理?
- ・ ADR法の立法過程でJPNICもパブコメで意見提示

3 . 最近の日本の状況

< 最近の日本の状況 >

- ・ 新しいADR機関が一定の経験を積む
- ・ 経験を反映して規則・運用方針を改善
- ・ 「仏に魂を入れる」フェーズに入る

3 . 最近の日本の状況

< 日本スポーツ仲裁機構 >

- ・ スポーツ界の公正化・透明化に貢献
選手選考のあり方に指針
- ・ ドーピング問題深刻化に対応する必要
特別規則制定、研究委員会の発足
- ・ より柔軟な解決手法ニーズ
調停手続サービスも開始

3 . 最近の日本の状況

< 日本アンチドーピング機構 >

- ・ ドーピング違反の制裁手続の公正化
規律パネルによる公正な判断
- ・ さらなる公正化・透明化
日本的にアレンジされた規則
を前面改訂。世界標準に。

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< ドメイン名紛争 >

- ・ ドメイン名を巡る様々な争い
- ・ 中でもサイバースクワッシングの問題は深刻
- ・ 法律による救済には限界

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< J P N I C における J P D R P >

- ・ サイバースクワッティング問題の解決のための A D R 手続
- ・ I C A N N における U D R P に倣う
- ・ 運用は知的財産仲裁センターに任せる

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< J P D R P の運用実績 >

- ・ 申立人（商標権者等）が勝った件数と既存ドメイン名登録者が勝った件数をは37対1
- ・ U D R P では例年7対1

何故？

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< 検討チームの発足 >

- ・ DRP 検討委員会の下で、JPDRP 裁定例検討専門家チームを発足
- ・ 「JP-DRP 裁定例最終報告書」の公表

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< 勝率の差異の原因 >

- ・ U D R P との間で文言に差異
翻訳時のミスも加味

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< 勝率の差異の原因 >

- ・ 運用主体である知的財産仲裁センターの手続に対する理解不足
 - 知的財産法の専門家が判断
 - サイバースクワッシング事案
 - 以外にも知的財産法の観点から判断を下してしまう

4. ドメイン名紛争の解決手続

<UDRP・JPDRPの目的>

- ・ドメイン名登録の際、当該ドメイン名に相応しい者か否かの実質審査は不可
- ・形式審査だけで登録し、後発的に争いとなった場合に、詐害的な者だけを排除
- ・当該ドメイン名にどちらが相応しいかといったグレーエリアの判断は行わない

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< J P D R P の改訂 >

- D R P 検討委員会で改訂作業
- 公開ワークショップ、パブコメ、公開シンポジウムを開催して意見聴取
- 翻訳ミスの部分等、規則を U D R P にできるだけ近いものに直す

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< 改訂版の周知徹底 >

- ・ 知的財産仲裁センターで改訂版の解説
- ・ J P D R P のガイド作成
- ・ 今後はガイドも利用して改訂版の更なる周知徹底のための説明会等の開催を計画

4 . ドメイン名紛争の解決手続

< 改訂の実務への影響 >

- ・ 改訂の趣旨を汲んだ裁定例の登場

5 . おわりに ~ 今後の課題

< ADRを通じてみえてくるもの >

- ・ 紛争解決手続を通じて、何故、紛争が起こるのか、日本の社会の様々な歪みがみえてくる
- ・ 不透明なガバナンス体制

5 . おわりに ~ 今後の課題

< 日本のスポーツ・コミュニティ >

- ・ 日本スポーツ仲裁機構の利用の合意に抵抗を示す少なからぬ競技団体の存在
- ・ 申立件数の少なさ

5 . おわりに ~ 今後の課題



< 日本のスポーツ・コミュニティ >

- ・ 申立てたアスリートのその後の運命
- ・ 申し立てる者は、もはや当該競技をやめる覚悟を固めた者

5 . おわりに ~ 今後の課題



< 日本のスポーツ・コミュニティ >

- ・ 日本のスポーツ・コミュニティの閉鎖性
「タテ社会」
企業・学校の広告塔
- ・ 草の根のスポーツ愛好団体の乏しさ

5 . おわりに ~ 今後の課題

< ADRの今後の課題 >

- ・ 紛争解決手続からみえてくる根源的問題
- ・ 解決のみならず紛争の予防が必要
- ・ ガバナンスの公正化・透明化が課題

ADRの現在と ドメイン名紛争の解決



2008.6.20(金)

早川吉尚

(立教大学教授)